

2026年度第1回東北大学医療安全監査委員会報告書

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、東北大学病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり管理者等からの報告・説明の聴取を行い、また、現場を巡視することによって現状を確認することにより、監査を実施した。

- ・日 時：2026年8月31日（月）12：58～14：48
- ・場 所：3号館7階共用会議室
- ・委員長：島村 弘宗（国立病院機構仙台医療センター副院長）
- ・委 員：阿部 玲子（東北公済病院看護部長）
- ・委 員：佐藤 裕一（弁護士法人杜協同法律事務所代表社員弁護士）
- ・委 員：阿部 佐智子（がん患者会・サロンネットワークみやぎ副代表）

2. 監査の内容及び結果

○東北大学病院の医療安全について

I. 医療安全推進室の業務

以下の項目について説明があった。

- （1）医療に関する安全管理指針、医療安全管理体制
- （2）前回監査時の指摘事項への対応
- （3）医療安全推進室の活動

II. 医薬品安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

- （1）医薬品安全管理室の業務
- （2）未承認等医薬品の分類
- （3）未承認等医薬品の使用状況
- （4）未承認等医薬品の使用を把握する仕組み
- （5）未承認等医薬品の使用状況の情報収集
- （6）未承認等医薬品の管理体制
- （7）未承認新規医薬品評価委員会の取り組み

Ⅲ. 医療機器安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 医療機器安全管理に係る体制
- (2) 従事者に対する安全使用のための研修
- (3) 保守点検の計画策定と実施
- (4) 安全使用のための情報収集
- (5) 医療機器安全管理室の取り組み

Ⅳ. 医療放射線安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 医療放射線安全管理室の体制と業務
- (2) 職員研修
- (3) 線量の管理と記録

Ⅴ. その他

なし。

○院内巡視

総合外科（東8階病棟）の巡視を行い、業務状況等を確認した。

3. 総括

管理者等からの報告・説明の聴取を行った結果、医療安全に関して概ね適正な管理がなされていたと認める。

前回の指摘事項であった、転倒・転落の分析、転倒・転落への病棟と外来でのそれぞれの対応についても、適切に行われていることを確認した。患者さんが転倒しない、あるいは転倒しても怪我をしないということを、医療従事者は考えていかなければいけないが、入院の前から動画を作成し、患者さんの意識を高めていく取り組みは非常に素晴らしいと思った。

巡視を行った総合外科（東8階病棟）は、転倒・転落、誤嚥・窒息対策等が適切に行われていることを確認した。

2026年9月18日

東北大学医療安全監査委員会

委員長 島村 弘宗